

第4回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議録

日時：令和2年4月18日（土） 11時30分～12時

場所：本庁12階1～3号会議室

出席者：別紙座席表のとおり

【危機管理対策室長】

ただいまから、第4回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

4月16日に緊急事態宣言の区域が全都道府県に拡大され、とりわけ北海道は、重点的に感染拡大防止の取組を進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」に位置付けられました。

また、昨日、北海道から、道内における緊急事態措置が示されたことから、改めて、本部長である秋元市長からご指示をいただくため、第4回の本部会議を開催いたします。

それでは、会議次第の(2)「現時点の発生状況と対応状況の報告」及び(3)「北海道における緊急事態措置等」について、一括して事務局からご報告させていただきます。

【危機管理対策部長】

資料「札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）」をご覧ください。市内の感染状況は、4月17日現在で累計190名、現在患者数は、105名となっております。

2、3ページにつきましては施設などの状況が書いております。前回の4月14日からの休業・休止の状況が記載しております。

他機関の状況です。4月16日に国の対策本部会議があり、緊急事態宣言対象区域を7都府県から全国に拡大することが決定されました。北海道では4月17日に第6回の本部会議が開催され、様々な措置が決定されましたが、こちらについては、国の緊急事態宣言と併せて、後ほどご説明いたします。

続いてグラフの資料をご覧ください。札幌市における発症状況や感染者の状

況などを4月17日現在でお示ししております。

直近1週間の患者等の状況について、4月11日から17日までの1週間は、新規感染者数が80、リンクありが50、リンクなしが30となっています。その前の4月4日から10日では、新規感染者数が26、リンクあり4、リンクなし22で、1週間単位での数を見るとかなり増えているのがわかります。

別紙1は、4月16日付、内閣官房通知の抜粋で、緊急事態宣言の区域変更について書かれています。期間は当初の宣言と同じく5月6日までで区域は全都道府県となっています。

別紙2は、4月16日に変更された政府の基本的対処方針です。前回と比べて変更となった点は、実施済みの7都府県と同程度にまん延が進んでいる道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に加えられました。その他の県においても、緊急事態措置の対象となっています。

特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるということで、北海道を含めた13都道府県が、特定警戒道府県と記載されています。まん延防止については、下線部分に変更になっています。

国の対処方針については以上です。

続いて、北海道の状況です。

4月13日に開催された北海道の対策本部会議で、北海道における緊急事態措置の区域は北海道内全域、期間は4月17日から5月6日まで、内容として、感染防止の徹底、外出自粛の要請、催し物の開催自粛の要請、北海道ソーシャルディスタンスの促進、が挙げられています。

事務局からは以上です。

【危機管理対策室長】

続きまして、会議次第の(4)各局区における取組状況等について、総務局、お願いします。

【総務局長】

職員の時差出勤、在宅勤務について、通知を発出しております。

時差出勤については、勤務パターンを示しております。

在宅勤務については、感染症対策、ライフラインの確保、窓口対応などの職場を除き 4800 人程度に、交代しながらの在宅勤務をお願いしています。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けての、通勤時・職場における接触機会の軽減を目的として、それぞれの職場で工夫して実施するよう、お願いします。

【危機管理対策室長】

市民文化局、お願いします。

【市民文化局長】

2 点、ご報告します。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う、外出自粛や学校の休校等により、仕事を休まざるを得ない、収入が減っている、生活の見通しが立たない、或いは家庭内での暴力、といった女性の悩みや不安に対応するため、今までは来庁か電話の相談のみでしたが、4 月 15 日から、男女共同参画センターにおいて、無料の「女性のための LINE 相談」を開始しました。具体的には LINE のトーク画面で相談を随時受け付けており、当面 5 月 6 日まで実施する予定です。

続いて、区役所庁舎におけるコロナ感染症対策について報告します。

区役所窓口の飛沫感染防止のため、4 月 16 日までに、すべての区役所庁舎窓口にてビニールカーテンを設置しました。区役所内で、職員と来庁者が直接対面する全ての窓口において、カウンター上部のサイン表示などから、透明なビニールシートを吊り下げ、シートの下で必要な書面のやりとりを行うものです。

北海道ソーシャルディスタンディングの実施についてですが、区役所の混雑緩和の一環として、全道を挙げた取組である、人と人との物理的な距離を取る「北海道ソーシャルディスタンディング」の取組を実施する予定です。具体的には、ロゴを施設に掲示する、座席間のスペースを取る、床にマークを貼りつける。こういったことで、窓口に来庁する方が一定の距離を取ってお待ちいただける準備を進めています。

【危機管理対策室長】

その他、ご報告のある方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようですので、続いて、札幌市医師会の松家会長、お願いします。

【札幌市医師会長】

札幌市の感染者増に対して、民間の受入体制、宿泊施設等の連絡体制の拡充が重要と考えています。

札幌市医師会としては、医師、看護師の確保について災害時のDMATの活用が可能かどうか、また、市内の医師で協力ができるかどうか、検討しています。

この結果を踏まえて、更に検討してまいります。

この協力にあたっては、体制面、安全面が重要ですので、よろしく願いいたします。

感染拡大については、法的規制の無いわが国においては、北大の西浦教授がおっしゃっているように、市民の自覚が重要となってきます。よろしく願いします。

【危機管理対策室長】

今後の対応について、本部長である秋元市長、お願いします。

【本部長（秋元市長）】

前回（4月13日）の本部会議では、私から「急速に新たな感染者が増加したことを受け、北海道と札幌市が緊急的に対応する事柄をまとめた『北海道・札幌市緊急共同宣言』を発出し、北海道と札幌市が更に一致協力して感染症対策に取り組む」ことを申し上げました。

しかし、その後も札幌市における新規感染者数は増加しており、昨日（4月17日）は、1日の新規感染者が過去最多の20人に達する事態となっております。また、1週間ごとを比較しても、感染者数の増加が著しい状況であります。

全国的にも感染拡大が広がっていることを受け、4月16日、政府の対策本

部会議において、緊急事態措置の対象区域を全国の都道府県に拡大し、日本全体で、特にゴールデンウィークにおける人の動きを最小化する取組の推進を求めました。

北海道が緊急事態措置の対象区域となり、とりわけ、特に対策が必要な地域である特定警戒都道府県に位置付けられたことから、今後、札幌市の感染症対策は、北海道の対策本部長である知事のもと、より一層、一体となって取り組んでいく必要があります。

昨日、鈴木北海道知事と意見交換を行い、知事が策定する緊急事態措置に関する期間やエリア等の考え方、事業者への支援策、医療提供体制の整備について意見交換を行い、それぞれの方向性や、引き続き連携することを確認しました。更には、昨夜、開催された北海道の対策本部会議では、緊急事態措置として、北海道全域において、4月17日から5月6日までの間、

- ・感染防止の徹底
- ・外出自粛の要請
- ・イベントの開催自粛の要請

などを実施することが示されたところであります。

政府では、感染拡大を防止するためには、人と人との接触を出来るだけ少なくし、最低7割、極力8割の行動を抑制することが必要であるとしています。今まで北海道は、独自の緊急事態宣言を発出し、市民・道民の行動自粛をお願いしてきたところでありますが、現時点では、今までにも増して外出を控えること、人との接触を控えることを、これまで以上に強めなければならない状況であります。とりわけ、ゴールデンウィークにおける行動自粛や、在宅勤務等により人との接触を少なくする対応をしていかなければなりません。

これらを踏まえ、私から、市民の皆さんに、次の4点をお願いします。

まず、感染防止の徹底であります。

- ・手洗い、手指の消毒を徹底してください。
- ・少しでも風邪の症状、のどの痛み、発熱、味やにおいがわからないなどがある場合には、人との接触を控え、ご自宅で静養するようにしてください。
- ・咳エチケット、近距離での会話時は、マスク等の着用を徹底してください。
- ・道外から来られた方などに発症例が多くみられることから、市内に転入さ

れた方は、転入後2週間は体調管理に努めてください。

次に、外出の自粛についてです。

- ・医療機関への通院や、屋外での運動・散歩などの健康維持の取組、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、どうしても必要な出勤など、生活維持に必要な場合を除いて、極力外出は控えるようにしてください。また、道外・市外への不要不急の往来も控えてください。
- ・また、職場への出勤に関して、時差出勤や、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避、在宅勤務の実施を進めるようにしてください。
- ・全国的なまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往来を控えるようにしてください。特に、ゴールデンウィークにおける、他都府県や道内の他地域への往来は強く自粛するようお願いいたします。

三つめは、イベントの開催自粛であります。

- ・「3つの密」が重なる懸念のある集会・イベントの開催は控えるようにしてください。

四つ目は、ソーシャル・ディスタンスの実施であります。

- ・北海道の緊急事態措置でも触れていますが、日常生活の中で、人と人との間において、互いに手を伸ばしても届かない距離を保つ取組、ソーシャル・ディスタンスを行ってください。

国では、緊急事態措置を5月6日までの期間で終えることを目指し、最低7割、極力8割の接触削減を求めている状況であります。この事態を乗りきるためには、市民の一人一人の行動抑制が不可欠となることから、ご協力をお願いいたします。

そのうえで、本部長として本部員に対し、4点指示します。

まず、感染拡大防止策の更なる実施についてであります。

- ・時差出勤や在宅勤務の実施は、感染拡大防止のために必要な取組であります。
- ・人と人との接触機会を減らすなど、感染拡大の影響を低減させる取組については、緊急事態であることを鑑み、これまでの発想から一步踏み出した形で、より一層の検討を進めてください。

次に、医療体制の確保についてであります。

- ・感染者数が増加している厳しい状況の中、リスクを背負いながら、懸命に感染症対策に尽力していただいている医療関係者の皆様には感謝を申し上げます。
- ・急増する入院患者に対応するため、市内医療機関の協力を得て、必要となる病床と医療体制の確保に努めてください。
- ・なお、重症者・中等症者の病床を確保するため、20日から利用を開始する札幌市内に設置した軽症者の宿泊療養施設については、今後も感染拡大が想定されることから、北海道と協力して、更なる確保に努めるとともに、その運営にあたっては、感染防護対策を徹底しながら、適切に実施するようになしてください。

三つめは、不安を抱える市民への対応についてです。

- ・感染拡大に伴い、市民の皆様が抱える不安は大きくなっています。
- ・様々な手法や媒体を駆使し、一人ひとりの市民の皆様に寄り添い、困りごとや不安を解消する取組を進めてください。

四つ目は、「生活維持に必要な」外出の例示・周知についてです。

- ・市民の皆様に対しては、生活維持に必要な場合を除いて、極力外出自粛を求められることとなりますが、どのようなケースであれば外出しても良いのか、例えば、生活必需品の買い物については、混雑を避け短時間で行うなど、具体的な行動についての例示を分かりやすく周知するよう検討を行ってください。

最後に、市民の皆様には「かからない、うつさない、なやまない」の3つを念頭に、感染予防に努めていただくとともに、体調不良で医療機関を受診する際は、正しい情報を得るために、また、医療機関の職員の皆さんのリスク軽減の観点からも、事前に「#7119」や、札幌市の相談窓口（011-632-4567）にご相談いただいてから受診していただきますようお願いいたします。私からは以上です。

【危機管理対策室長】

各局区におかれましては、ただ今の本部長からの指示事項を受け、今後の対応をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。